

調査業務委託契約書（案）

- 1 業 務 委 託 名 大和高田市勤労青少年ホーム石綿含有建材分析調査業務委託
- 2 業 務 内 容 仕様書のとおり
- 3 履 行 場 所 大和高田市勤労青少年ホーム
(大和高田市 大字野口 地内)
- 4 履 行 期 間 自 契約締結日
至 令和8年 2月27日
- 5 委 託 料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 6 契 約 保 証 金 免 除

上記契約について、委託者 大和高田市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結し、本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市市長 堀 内 大 造

乙

(総則)

- 第1条 甲乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする調査業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の調査を契約書記載の履行期間内に完了し、成果品を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払うものとする。
- 3 採取方法その他報告成果品を作成するために必要な一切の手段（以下「調査方法等」という。）については、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 乙は、業務の全部を一括して、又はその主たる部分を第三者に委任して、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。

(調査の遂行)

- 第4条 乙は、適用法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本件調査を遂行する。
- 2 本件調査の方法については、甲乙が別途合意する方法によるものとする。
- 3 乙は、本件調査に関して必要な場合、甲に協力を求めることができ、甲は、協力を求められた場合、合理的な範囲において速やかに協力する。

(業務内容の変更及び中止)

- 第5条 甲は、必要がある場合、業務内容を変更し、又は一時中止とし、若しくは打ち切ることができる。この場合において委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して契約の変更を行うものとする。ただし、数量は予定数量であり、調査結果に関連して変動するものであるため、乙は予定数量の変更に伴い異議を申し立てないものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、賠償額については甲乙協議して定めるものとする。なお、乙の責に帰すべき理由により損害が生じた場合はこの限りでない。

(損害の負担)

- 第6条 本業務実行途上に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその費用を負担する。ただし、乙が甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 天災その他不可抗力による場合で、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないとき

は、甲がその費用を負担する。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

(検査)

第7条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

(委託料の精算及び支払)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、検査に合格した数量に基づき算出した委託料の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に口座振込により委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料から乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第8条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の契約解除権)

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲は、その損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第 15 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定する場合のほか、甲は、やむを得ない事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第 12 条 乙が次のいずれかに該当することが判明し、この契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲は、その損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が大和高田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 下請契約等に当たり、その相手方が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 乙が、第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (9) 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(違約金)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 11 条第 1 項第 4 号の規定により契約を解除した場合において、乙の申出の理由がやむを得ない等の場合であると甲が認めるときは、当該違約金を甲乙が協議の上、一部又は全部を免除することができる。

る。

(1) 第 11 条第 1 項又は前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合等による解除）

第 14 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲は、その損害の賠償の責めを負わない。

(1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項各号の規定に該当する場合は、乙は、契約を解除するか否かにかかわらず、委託料の 100 分の 20 に相当する額を賠償金として支払わなければならない。なお、当該契約履行後も同様とする。

（乙の契約解除権）

第 15 条 乙は、甲の責めに帰すべき事由、又は天災その他不可抗力のために、契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 16 条 甲は、この契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、甲は、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分に相応する委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約に関する訴訟の提起又は調定の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行における疑義については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

(補則)

第 20 条 乙は、この契約書に定めるもののほか、大和高田市契約規則（平成 11 年規則第 9 号）、大和高田市会計規則（平成 11 年規則第 59 号）その他関係法令の定めるところに従わなければならない。